自転車指導啓発重点地区（小倉南警察署）

令和８年４月

【重点地区】　曽根地区　（下曽根、田原新町、下曽根新町）

➢ **選定理由**

- JR下曽根駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- 自転車関連事故が多発傾向

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

➢ 一時停止をしない

➢ 携帯電話を使用しながらの運転

➢ 自転車の並走

重点地区

令和８年４月１日から、１６歳以上を対象として、自転車の

・交通事故につながる危険な運転を行った場合

・警察官の警告に従わずに違反を継続した場合

等の違反に、交通反則通告制度（青切符）により反則金が科せられます。

自転車関連事故発生状況（Ｒ５～Ｒ７合計）		
区分	小倉南警察署管内	
		重点地区
自転車関連事故	291	24

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　**「止まれ」では確実に一時停止を！**

一時停止場所での不停止は、交通事故につながる危険な運転です。必ず停止しましょう！

見通しの悪い交差点でも、必ず一時停止しましょう！

2　**携帯電話を使用しながら、保持しながらの運転は危険！**

交通事故につながる危険な運転です。

絶対にやめましょう！

3　**自転車で並んで走る「並進」は禁止！**

複数で自転車で走行する場合は、横に並ばずに、縦に並んで走行しましょう

自転車指導啓発重点地区（小倉南警察署）

令和８年４月

【重点地区】　北方地区（北方、若園、下城野）

➢ **選定理由**

- 周辺にはJR、モノレールの駅が所在するため、通勤・通学での自転車利用者が多く、一時不停止や携帯電話を使用しながら運転する自転車利用者が多い。
- 自転車関連事故が多発傾向

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

➢ 一時不停止

➢ 携帯電話を使用しながらの運転

➢ 通行区分違反（歩道通行）

重点地区

自転車関連事故発生状況（Ｒ５～Ｒ７合計）		
区分	小倉南警察署管内	重点地区
自転車関連事故	291	13

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

1　「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所での不停止は、交通事故につながる危険な運転です。必ず停止しましょう！

2　携帯電話を使用しながら、保持しながらの運転は危険！

交通事故につながる危険な運転です。
絶対にやめましょう！

3　自転車の歩道通行可の標識がある場所は、歩道を通行することができます。

１３歳未満と７０歳以上の高齢者は、標識が無くても歩道を通行することができます。
上記の方以外は、やむを得ないと認められるときを除き、車道を通行しなければなりません。

令和８年４月１日から、１６歳以上を対象として、自転車の
交通事故につながる危険な運転を行った場合、警察官の警告に従わずに違反を継続した場合等の違反に、交通反則通告制度（青切符）により反則金が科せられます。

自転車指導啓発重点路線（小倉南警察署）

令和8年4月

国道３２２号でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ➢ 一時停止をしない
- ➢ 携帯電話を使用しながらの運転
- ➢ 通行区分違反（歩道通行）

令和８年４月１日から、１６歳以上を対象として、自転車の

- ・交通事故につながる危険な運転を行った場合
- ・警察官の警告に従わずに違反を継続した場合

【国道３２２号】

城野、片野四丁目交差点 ～桜橋北交差点

➢選定理由

- ・周辺にはＪＲ、モノレール駅が所在し、学校やマンションも多いことから、通勤・通学での自転車利用者が多い。
- ・自転車関連事故が多発
- ・自転車利用者のルール違反やマナーについても要望多数

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所での不停止は、交通事故につながる危険な運転です！

見通しの悪い交差点でも、必ず一時停止しましょう。

2 携帯電話を使用しながら、保持しながらの運転は危険！

交通事故につながる危険な運転です！！絶対にやめましょう！

3 自転車の歩道通行可の標識がある場所は、歩道を通行することができます。

１３歳未満と７０歳以上の高齢者は、標識が無くても歩道を通行することができます。

上記の方以外は、やむを得ないと認められるときを除き、車道を通行しなければなりません。

自転車が関係する交通事故の発生状況（小倉南警察署管内・令和５年～令和７年）

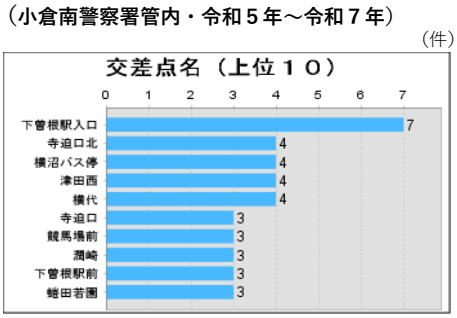

国道３２２号は自転車事故多発路線

「競馬場前」交差点は、過去３年間の当署管内の自転車事故多発ワースト１０交差点に入っています。

自転車指導啓発重点路線（小倉南警察署）

令和8年4月

県道門司行橋線でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ➢ 一時停止をしない
- ➢ 携帯電話を使用しながらの運転
- ➢ 自転車の並走

【県道門司行橋線】

津田西交差点 ～寺迫口北交差点

➢選定理由

・小倉南と門司をつなぐ主要道路

・周辺に住宅街や商業施設や学校が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多い。

・自転車関連事故が多発

令和８年４月１日から、１６歳以上を対象として、自転車の

・交通事故につながる危険な運転を行った場合

・警察官の警告に従わずに違反を継続した場合

等の違反に、交通反則通告制度（青切符）により反則金が科せられます。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所での不停止は、交通事故につながる危険な運転です！

見通しの悪い交差点でも、必ず一時停止しましょう。

2 携帯電話を使用しながら、保持しながらの運転は危険！

交通事故につながる危険な運転です！！絶対にやめましょう！

3 自転車で並んで走る「並進」は禁止！

複数で自転車を走行する場合は、横に並ばずに、縦に並んで走行しましょう！

自転車が関係する交通事故の発生状況（小倉南警察署管内・令和５年～令和７年）

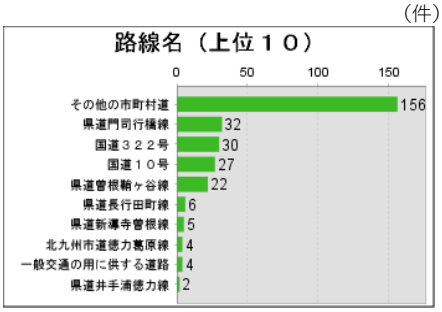

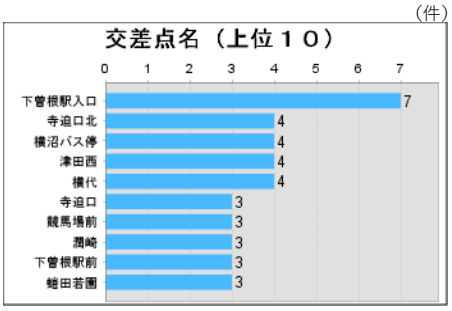

県道門司行橋線は自転車事故多発路線

「寺迫口北」「津田西」「寺迫口」交差点は、過去３年間の当署管内の自転車事故多発ワースト１０交差点に入っています。